

令和4年第9回  
朝霞市農業委員会総会議事録

令和4年8月25日

朝霞市農業委員会

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第9回朝霞市農業委員会総会	
開 催 日 時	令和4年8月25日（木） 午後3時00分から 午後4時00分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	令和4年第9回朝霞市農業委員会議事日程	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和4年第9回朝霞市農業委員会総会

令和4年8月25日(木)

午後3時00分から

午後4時00分まで

市役所別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

12番 千田 理恵子委員      13番 野島 一委員

3 提出議案

議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第29号 農地法第5条の規定による農地等の使用賃借権設定許可申請承認について

議案第30号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

議案第31号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

4 諸報告

(1) 報告第8号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（20人）

会	長	高橋	隆
会	長 代	理	秋山 磨弥
委	員	橋本	弘明
委	員	栗原	昌章
委	員	石原	実
委	員	富岡	勇一
委	員	高野	正芳
委	員	渋谷	昇
委	員	金子	靖彦
委	員	渡邊	忠
委	員	高麗	俊一
委	員	高橋	秀明
委	員	千田	理恵子
委	員	野島	一
委	員	須田	哲也
委	員	蕪木	勝美
委	員	高野	政江
委	員	浅川	秀雄
委	員	小寺	昌
委	員	高橋	吉久

欠席委員（0人）

---

事務局

事	務	局	事 務 局 長	星加	敏昭
事	務	局	局 次 長	増田	高志
事	務	局	専 門 員	有賀	雄一
事	務	局	主 事 補	太江	碧海

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎開会

#### ○事務局・星加事務局長

皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、これから、令和4年第9回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会に当たり、会長から御挨拶申し上げます。

会長、お願いいたします。

#### ○高橋会長

皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、第9回農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。先日は農業委員の産業文化センターでの研修ということで、足をお運びいただきありがとうございます。ただ、スクリーンでの研修ということで理解がしづらかったところもあるかと思いますが、気になることなどございましたら事務局のほうに訪ねていただければと思います。本日は5条で大きな農地が墓地建設のために転用されるという議案を含めまして6議案ございます。多少お時間をいただくとは思いますが、御審議の方よろしくお願いいたします。

#### ○事務局・星加事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を、会長よろしくお願いいたします。

#### ○高橋会長

本日の出席委員は、20人中20人でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

### ◎議事録署名委員の指名について

#### ○高橋会長

初めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

12番、千田理恵子委員と13番、野島一委員のお二人にお願いいたします。

### ◎議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

#### ○高橋会長

よろしければ早速、議事に入らせていただきます。

議案第26号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。



申請地の位置ですが、3ページをお開きください。

JAあさか野の旧内間木支店前の通りを内間木公民館方向へ、50メートル程進むと左手に斜めに入る農道が見えます。農道入り口横にトラックの車庫があります。農道を入っていくと左手に栗やびわの木があります。その隣から三枚目が申請地になります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、本件につきまして、何か御質問ございますか。

(なし、の声)

別に御質問がないようですので、お諮りいたします。

本件を許可とすることに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第26号につきましては、許可と決しました。

◎議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

○高橋会長

次に、議案第27号「農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは4ページをご覧ください。

議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

令和4年8月25日提出。

番号1

土地の所在地、大字下内間木字高畑■■■■■■、登記地目、畑、現況地目、畑 登記面積、1,322平方メートル。申請人、大字下内間木■■■■■■■■■■、■■■■■■。転用目的及び施設の概要、駐車場敷地。農地区分、2種。調査説明委員、蕪木勝美委員。

番号2

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、の順に上から申し上げます。大字下内間木字西屋敷■■■■■、田、畑、40平方メートル。大字下内間木字西屋敷■■■、畑、畑、647平方メートル。大字下内間木字西屋敷■■■、畑、畑、770平方メートル。大字下内間木字西屋敷■■■■■、田、田、104平方メートル。大字下内間木字西屋敷■■■■■、畑、畑、386平方メートル。大字下内間木字西屋敷■■■■■、畑、畑、92平方メートル。大字下内間木字西屋敷■■■■■、畑、畑142平方メートル。申請人、■■■■■と■■■と■■■が大字下内間木■■■■■、■■■■■。■■■■■と■■■■■と■■■■■と■■■■■が大字下内間木■■■■■、■■■■■。転用目的及び施設の概要、駐

車場敷地。農地区分、2種。調査説明委員、蕪木勝美委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長、高橋、隆。

以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第27号1番につきまして、蕪木勝美委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○蕪木委員

農地法第4条の規定による許可申請の調査は8月21日に行って来ました。土地の所在地、地目、面積、申請者の住所、氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地法第5条第2項第2号に該当し、農地区分は第2種農地にあたりと判断いたします。工事計画は本許可申請許可後から2か月間で行い、永久転用とのことです。申請理由でございますが、申請者は高齢で農地の管理が困難になっていたところ、根岸台2丁目に本社を置き、貨物運送業を営んでいる法人より、当該法人の大字台にある自社車両駐車場が、区画整理事業により立ち退きをすることになったことから、相当数の車両が置ける場所として、申請者の土地を貸して欲しいと要望があったとのことです。申請者は当該土地を転用後に貸与しようと、今回の許可申請に至ったとのことです。

以下、農業委員の意見として、農地法第4条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、現在使用している車両置場の近隣かつ和光北インターへのアクセスを考慮し選定したとのことであり、問題はないと考えます。転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも転用目的は適当と判断されます。目的実現の確実性については、転用に係る造成費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。計画面積が適当か否かについては、大型車両5台分、4トン車8台分、2トン車5台分の面積が申請されており、適当な面積が申請されていると考えます。被害防除が適当か否かについては、申請地は造成し、雨水を場内に浸透させるとのことです。また、敷地境界に沿って、安全鋼板を設置するとのことから、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、5ページをお開きください。県道朝霞蕨線と国道254号線と和光富士見バイパスの交差点である新盛橋東から国道254号線を朝霞大橋に向かって進みます。二つ目の信号を左に曲がり、およそ80メートル進んだ左側が当該申請地となります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第27号1番につきまして、何か御質問ございますか。

(なし、の声)

御質問がないということですので、お諮りいたします。

本件を許可相当することに、御異議ございませんか。



(異議なし、の声)

御異議がないということですので、本件を許可相当と決しました。

○高橋会長

次に議案第27号2番につきまして、蕪木勝美委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○蕪木委員

農地法第4条の規定による許可申請の調査は8月21日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所、氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地区分は第2種農地にあたる判断いたします。工事計画は許可日から1か月の期間で行い、永久転用とのこと。

申請理由でございますが、申請者は高齢で農地の管理が困難になっていたところ、膝折町4丁目に本社を置き、貨物運送業を営んでいる法人より、当該法人の栄町5丁目にある駐車場の解約期限が近くなったことから、相当数の車両が置ける場所として、申請者の土地を貸して欲しいと要望があったとのこと。申請者は当該土地を転用後に貸与しようと、今回の許可申請に至ったとのこと。

以下、農業委員の意見として、農地法第4条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、膝折町の本社や和光北インターへのアクセスを考慮し選定したとのことであり、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも転用目的は適当と判断されます。目的実現の確実性については、転用に係る造成費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。計画面積が適当か否かについては、トラック22台分、通勤車両16台分の面積が申請されており、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かについては、申請地は造成し、雨水を場内に浸透させるとのこと。また、敷地境界に沿って、必要な範囲に安全鋼板を設置するとのこと。被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、8ページをお開きください。県道朝霞蕨線の新盛橋東交差点から朝霞駅方面に向かい新河岸川にかかる新盛橋の手前の交差点を左に曲がります。100メートル程進み、二股に分かれた道を左のほうに進みます。やがて国道254号線の側道になり、さらに進み、左側に曲がりまして、国道の下を通るガードをくぐります。そのガードを出て右側が当該申請地となります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第27号2番につきまして、何か御質問ございますか。

(なし、の声)

御質問がないということですので、お諮りいたします。

本件を許可相当することに、御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、本件を許可相当と決しました。

◎議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

○高橋会長

次に、議案第28号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは11ページをご覧ください。

議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和4年8月25日提出。

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。大字上内間木字散財■■■■■、田、畑、1031平方メートル。大字上内間木字散財■■■、田、畑、1031平方メートル。譲受人、大字上内間木■■■■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■。譲渡人、■■■■■が大字上内間木■■■■■■■、■■ ■■■。■■■■が■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■。転用目的及び施設の概要、資材置場。農地区分、2種。調査説明委員、蕪木勝美委員。

番号2

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。大字田島字石川戸■■■■■、田、畑、600平方メートル。大字田島字石川戸■■■■■■■、田、畑、600平方メートル。大字田島字石川戸■■■■■、田、畑、1000平方メートル。大字田島字石川戸■■■■■■■、田、畑、250平方メートル。大字田島字石川戸■■■■■、畑、畑、1000平方メートル。大字田島字石川戸■■■■■■■、田、畑、675平方メートル。大字田島字石川戸■■■■■■■、田、畑、600平方メートル。大字田島字石川戸■■■■■、田、畑、1000平方メートル。大字田島字石川戸■■■■■■■、田、畑、40平方メートル。大字田島字石川戸■■■■■、田、畑、900平方メートル。大字田島字石川戸■■■■■、田、畑、850平方メートル。大字田島字石川戸■■■■■■■、田、畑、650平方メートル。大字田島字石川戸■■■■■■■、田、畑、500平方メートル。大字田島字石川戸■■■■■■■、田、畑、884平方メートル。譲受人、根岸台■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■■■。譲渡人、■■■■■■■が田島■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■。■■■■■■■が田島■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■。■■■■と■■■■■■■と■■■■が浜崎■■■■■■■■■■■■■、細野好太郎、■■■■■■■が田島■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■。■■■■■■■と■■■■が田島■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■。■■■■が田島■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■。■■■■■■■が浜崎■■■■■■■■■■■■■、■■■■■。■■■■■■■■■■■■■。浜崎■■■■■■■■■■■■■



方面に進み、朝霞市消防団第八分団がある上内間木交差点を右折して内間木通りを進みます。最初の交差点を右折しておよそ100メートル進んだ左側の株式会社アイオンテックの敷地の奥が当該申請地となります。申請地に接道がなく、株式会社アイオンテックに申し入れて、本日確認してまいりました。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、本件につきまして、何か御質問等ございますか。

(なし、の声)

御質問がないということですので、お諮りいたします。

本件を許可相当とすることで、御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、本件につきましては許可相当とすることとしました。

○高橋会長

それでは議案第28号2番につきまして、高野正芳委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○高野委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は8月22日に行って来ました。土地の所在地、地目・面積、申請者の住所、氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりで、市役所もしくは支所から概ね500メートル以内の区域」として、農地法施行規則第45条第2号に該当し、農地区分は第2種農地にあたりと判断いたします。工事計画は許可日から3か月間で行い、永久転用とのこととございます。なお、譲受人である宗教法人日英寺は、申請地近くの大字浜崎161番1他で朝霞聖地霊園と申請地隣地に朝霞第2聖地霊園を開設しており、今回は朝霞第3聖地霊園として墓地を建設するものです。現在使用している2か所は97%の利用率で、今後も都市化と人口増により需要が高まっていることから、朝霞聖地霊園の近くで土地を探していたところ当該転用地を確保することができたということです。

以下、農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、申請地は現在の朝霞聖地霊園からも近い土地であること、また、朝霞聖地霊園は数年後にいっぱいになってしまうことから檀家などから増設の要望が出ているということですので、朝霞聖地霊園に可能な限り近い当該申請地の選択は問題ないものと考えます。転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも転用目的は適当と判断されます。的実現の確実性については、転用に係る造成費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書や残高証明書などにより確認できますが朝霞市墓地等の経営の許可等に関する条例で義務付けられている朝霞市長（環境推進課）と事前協議は済んでおります。計画面積が適当か否かについては、墓地区画、駐車場、管理棟などの面積が申請されており、適当と考えます。被害防除が適当か否かについては、隣接する農地との境界部分には、コンクリートブロックを設置することから、

被害防除は適当であると考えます。

墓地等の経営許可申請については、近隣住民の説明会が6月25日に、第1回庁内連絡会議が8月10日に開催されている状況とのことです。近隣住民からの意見書は提出されておらず、庁内連絡会議で出た意見や質問も回答可能であり、許可見込みであると考えます。

申請地の位置ですが、16ページをお開きください。花ノ木交差点から内間木出張所に向かって進ると左側に西濃運輸が見えます。その西濃運輸の前が申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、本件につきまして、何か御質問等ございますか。

(なし、の声)

御質問がないということですので、お諮りいたします。

本件を許可相当とすることで、御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、本件につきましては許可相当とすることとしました。

○高橋会長

それでは議案第28号3番につきまして、須田哲也委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○須田委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は8月18日に行って来ました。土地の所在地、地目、面積、申請者の住所、氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりで、申請地は内間木支所からおおむね500m以内に位置することから、農地法施行規則第45条第2号に該当し、農地区分は第2種農地にあたりと判断いたします。工事計画は本許可申請許可後から1か月間で行い、永久転用とのごとでございます。なお、譲受人は、申請地の隣で「あさか大師香林寺」を開山し、住職を務めております。現在、敷地内に19台分の来訪者用駐車スペースがありますが、寺の行事などがある際には満車となり、路上駐車などが散見されることから、既存駐車場のほかに駐車場を確保することが急務となり、今回の申請に至ったとのことです。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可基準である代替性の検討については、来訪者の利便性を考え、近隣の土地で、必要な面積をもつ土地を探した結果、今回の申請地を選定したとのことであり、問題ないと考えます。転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも転用目的は適当と判断されます。目的実現の確実性については、転用に係る造成費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書や残高証明書により確認できることから、目的の実現は確実なものと考えます。計画面積が適当か否かについては、乗用車7台が置ける面積が申請されており適当と考えます。被害防除が適当か否かについては、隣接する土地には農地はありませんが、法面を芝張りにし、土砂等の流出を防止するとのことから、適当であると考えます。



あたると判断いたします。

譲受人は、現在、東京都板橋区の賃貸住宅に住み、共働きをしております。数か月後には子供が生まれることに加え、家財道具が増え手狭となってきたことから、朝霞市内の実家に近い市街化区域で分譲地や建売住宅を探しましたが、条件に合う場所を見つけれず、家族で相談した結果、父である譲り渡し人の農地を借りて、住宅を建築することとなり、今回の申請に至ったとの事です。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可基準である代替性の検討については、住宅としての広さを持つ土地であることや、共働きを続けながら子育てをすることから、両親の助けを得やすいよう、なるべく実家に近いところを選定したとのことであり、問題ないと考えます。転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された理由書からも適当と判断されます。目的実現の確実性については、転用に係る造成費用及び建築費は、融資により調達する計画となっており、資金調達計画書などから確認できます。計画面積が適当か否かについては、住宅として必要な面積が申請されており、適当であるものと考えます。被害防除が適当か否かについては、隣接する土地とは、敷地境界線に沿ってコンクリートブロックによる擁壁を設置し、雨水は全て宅内処理であることから、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、23ページをお開きください。朝霞駅北口から朝霞秋ヶ瀬通りを浦和方面に向かいます。花ノ木交差点を直進し、新盛橋を渡り、信号2つ目の上内間木交差点を右折してもらって、100メートルくらい進むと小さな交差点があります。その交差点をまた右折して、80メートルくらい進むと右側にあります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、本件につきまして、何か御質問等ございますか。

(なし、の声)

御質問がないということですので、お諮りいたします。

本件を許可相当とすることで、御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、本件につきましては許可相当とすることとしました。

◎議案第30号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

○高橋会長

次に、議案第30号「生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは27ページをご覧ください。

議案第30号、生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

令和4年8月25日提出。

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長、高橋隆。

次の28ページをご覧ください。今回の議案の案件に係る生産緑地地区につきましては、変更概要書にお示しした14地区となっております。この生産緑地地区につきましては、次の29ページから42ページまで、それぞれ担当課であります、みどり公園課より案内図が添付されております。なお、これらの14地区のうち8地区は本年7月の農業委員会で議案第23号として審議しましたが、新たに認定された農地について生産緑地地区に追加指定または新規指定することについて、また、6地区については、行為制限が解除されたことに伴い、生産緑地地区の一部を削除することについて、今回、意見を求められたものでございます。

以上でございます。

○高橋会長

本議案は、生産緑地法規則施行規則第1条に基づき、別紙変更案について農業委員会に意見が求められたものでございます。議事日程28ページ、変更概要書をご覧ください。28ページの実産緑地地区について、意見を求めます。

何か御意見はございますか。

(意見なし、の声)

ただ今、「意見なし。」との発言がございました。

今回の変更案については、「意見なし。」で決定してよろしいかお諮りします。

よろしいでしょうか。

(異議なし、の声)

御異議がないようですので、左様、決定いたしました。

◎議案第31号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

○高橋会長

次に、議案第31号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは43ページをご覧ください。

議案第31号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

令和4年8月25日提出。





本件を承認とすることで、御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、本件につきましては「承認する。」こととしました

---

◎諸報告

○高橋会長

次に、諸報告を行います。

報告第8号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しておりますので後ほど御覧ください。

---

◎協議事項

○高橋会長

次に、協議事項に移ります。

今回の農業委員会総会の日程についてですが、9月27日火曜日、午後3時からです。場所は、朝霞市役所別館2階の全員協議会室となります。

---

◎閉会

○高橋会長

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第9回農業委員会総会を終了いたします。

ありがとうございました。

上記議案の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

1 2 番委員 千田 理恵子

1 3 番委員 野島 一

令和4年9月27日

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印